

第5号様式（第7条関係）

会議録	
会議の名称	清須市緑の基本計画 第1回策定委員会
開催日時	平成22年7月21日（水） 午後3時00分から
開催場所	清須市役所本庁舎 3階 大会議室
議題	1 開会 2 市長あいさつ 3 正・副委員長の選出 4 議事 (1) 緑の基本計画 策定趣旨について (2) 緑の基本計画 基本方針（素案）について (3) 緑の基本計画 策定スケジュールについて 5 閉会
会議資料	会議次第 委員名簿 資料1 清須市緑の基本計画策定委員会設置要綱 資料2 清須市緑の基本計画策定の趣旨 資料3 清須市緑の基本計画基本方針（素案）概要版 資料4 清須市緑の基本計画基本方針（素案）説明資料 資料5 清須市緑の基本計画策定スケジュール 資料 緑に関する新聞記事の切り抜きのまとめ 資料 清須市緑の基本計画（中間報告書）
公開・非公開の別 （非公開の場合はその理由）	公開
傍聴人の数 （公開した場合）	0名
出席委員	建部委員、河邑委員、山ノ内委員、辻委員、小川（禎）委員、小川（興）委員、星野委員、岡本主査（小林委員代理）、河合主査（水野委員代理）
欠席委員	近藤委員
出席者（市）	加藤市長、
事務局	（建設部都市計画課） 荒木部長、佐藤課長、石田課長補佐、丹羽副主幹、前田係長、石原主事 （策定業務受託者） 太栄コンサルタンツ株式会社 尾上、藤根

## 1 開会

### ●佐藤課長

皆様、こんにちは。わたくし本日の司会を努めさせていただきます都市計画課長の佐藤です。よろしく申し上げます。

開会に先立ちまして、本日の委員の出席状況について、ご報告させていただきます。

本委員会は、清須市緑の基本計画策定委員会設置要綱第6条第2項の規定により、過半数以上の委員の皆様のご出席をいただいておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

また、清須市附属機関等の会議の公開に関する要綱では、附属機関等の会議及び会議録は、清須市情報公開条例の規定に基づき非公開という扱いをしているものを除き、原則公開することとなっています。

本日の委員会については、非公開の対象となる個人情報などもなく、非公開とされる事項の審議はございません。従いまして、本委員会及び会議録は公開とさせていただきますので、よろしく申し上げます。

なお、本日は、傍聴者についてはお見えになりませんのでご報告いたします。

それでは、ただ今より第1回緑の基本計画策定委員会を開会いたします。開会にあたりまして、加藤市長からご挨拶申し上げます。

## 2 市長あいさつ

### ●加藤市長

先ほどは、都市計画審議会では慎重なご審議をいただき、有難うございました。引き続き「緑の基本計画策定委員会」でのご審議をお願い申し上げます。

また、この委員会には、県の所管課であります愛知県公園緑地課の小林課長さん、それから尾張建設事務所都市施設整備課の水野課長さんに委員をお願いしておりまして、本日はそれぞれ代理としまして岡本様と、河合様にご出席いただいております。ありがとうございます。

さて、清須市は清洲城や史跡貝殻山貝塚などの歴史、あるいは庄内川、新川、五条川など水辺環境に大変恵まれたまちでございます。これらの空間は、市の魅力を高め、市民の皆さんの憩いの場となっております。また同時に、市内でも特に緑豊かな空間を形成しています。また、市民の皆さんが持つ見える田んぼや畑なども市においては、大変貴重な緑地となっております。

このように、清須市内には多くの緑がありますが、大切なのは、今ある緑地を如何に保全し、計画的に緑化を進めていくかということになります。そのためには、清須市においてきちんと緑における計画を策定いたしまして、その計画に基づいた行政運営が必要となります。

このような状況を受け清須市では、緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施いたしまして、実現のための施策等を明らかにするため、今回「緑の基本計画」を策定することといたしました。

市では、これら計画の策定においては、市民の皆さんのニーズにできるだけお応えするため、様々なかたちで意見を取り入れながら進めてまいります。あわせて、庁内においても計画に基づき全庁的に取り組んでいくため、関係各課が連携しながら計画策定に取り組んでまいります。

このようなかたちを経て、考えた計画案について今後、策定委員会の皆様方にお示しさせていただき、ご意見を賜わりながら市の身の丈にあったより良い計画を策定してまいりたいと考えており

ます。

策定委員会の皆様方には、今後ともご審議等で大変お世話になりますが、最後までご協力を賜わりますようお願いしまして、挨拶とさせていただきます。

### 3 正・副委員長の選出

#### ●佐藤課長

続きまして、お手元の資料について、確認をさせていただきます。まずは本日の会議次第、委員さんの名簿。資料1としまして清須市緑の基本計画策定委員会設置要綱、資料2としまして清須市緑の基本計画策定の趣旨、資料3としまして清須市緑の基本計画基本方針（素案）概要版及び資料4としまして基本方針（素案）説明資料、資料5としまして清須市緑の基本計画策定スケジュール。次に新聞記事の切り抜きをまとめたものになりますが、緑に関する新聞記事、もうひとつ清須市緑の基本計画（中間報告書）でございます。皆様資料は揃っておりますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは次に、本日の策定委員会についてご説明申し上げます。お手元の資料1 清須市緑の基本計画策定委員会設置要綱をご覧ください。本委員会は、この要綱に基づき運営されるものでございます。要綱第2条では、本委員会の所掌事務として緑地の保全及び緑化の目標に関すること合わせて緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関することなどの総合調整を行うこと、要綱第3条では、本委員会の組織として学識経験者など10名で構成することが掲げられています。本委員会においては学識経験者の皆様と行政関係機関の職員の皆様にご参画いただいております。

続きまして、本委員会の委員長、副委員長の選出になりますが、要綱第5条では、本委員会には委員長及び副委員長を置き、委員長は委員の互選で、副委員長は、委員長が指名して選出することが掲げられておりますのでよろしく申し上げます。

それでは、本委員会の委員長、副委員長の選出をいたします。委員の皆様、ご意見はございませんでしょうか。

#### ●小川（禎）委員

前回到引き続いてですけど、提案させていただきます。

緑の基本計画は清須市の都市計画において大変重要な計画だと思いますので、大変かと思いますが都市計画審議会の会長であります河邑委員にお願いしたいと思います。皆さんどうでしょうか。

#### ●委員

異議なし

#### ●佐藤課長

河邑先生、お願いできますでしょうか。

#### ●河邑委員

（うなずく）河邑委員承諾

●佐藤課長

ご同意いただきましたので、河邑委員に委員長をお願いしたいと思います。皆様よろしいでしょうか。

●委員

意義なし

●佐藤課長

ありがとうございました。それでは、河邑委員、委員長をよろしくお願いします。早速ですが、委員長の席に移動をお願いします。

(河邑委員長が委員長席に着座)

●佐藤課長

次に、副委員長の選出ですが、先ほど、ご説明させていただきましたとおり、副委員長は、委員長が指名することとなっておりますので、委員長、指名をお願いいたします。

●河邑委員長

都市計画に非常に関連した事項でございますので、先ほどの都市計画審議会職務代理者の小川興児委員に副委員長をお願いしたいと思います。

よろしくをお願いいたします。

●小川（興）委員

あの、委員長の方からご指名がありました、喜んで受けさせていただきます。皆さんよろしくをお願いいたします。

●佐藤課長

ありがとうございます。それでは、小川副委員長、副委員長席をお願いいたします。

(小川副委員長が副委員長席に着座)

●佐藤課長

ここで、河邑委員長及び小川副委員長よりあいさつを賜りたいと思います。よろしくをお願いいたします。

●河邑委員長

都市の緑は、まちの環境整備において大変重要な資源でありますし、緑が豊かだと言うことでそのまちに住んでみたいと思うことがあると思います。それから最近、雨の降り方が異常ですのでオ

オープンスペースというか緑地が重要になってきてくると思いますので、皆さんの意見を聞きながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

●佐藤課長

ありがとうございます。小川副委員長お願いします。

●小川副委員長

私からはですね、清須市の水と緑と太陽の中では、川の浄化と緑豊かな清須市を造っていきたくて思っておりますので、皆さんどうかよろしくお願いいたします。

#### 4 議事

##### 【緑の基本計画 策定趣旨について】

●佐藤課長

ありがとうございました。それでは、早速でございますが、審議に入りたいと思います。

要綱第5条に基づき、本委員会の議長は委員長が務めることになっておりますので、ここから先の議事進行は委員長にお願いしたいと思っております。委員長、よろしくお願いいたします。

●河邑委員長

それでは、皆様のご協力のもと、審議を進めていきたいと思っておりますが、今日の三つの議題の内、まず最初の議題ですが、緑の基本計画策定趣旨について事務局より説明をお願いいたします。

●石田課長補佐

清須市都市計画課 課長補佐の石田でございます。

本日は、お忙しいところ策定委員会にご出席いただきまして、ありがとうございました。

さて、清須市では、昨年度より「緑の基本計画」の策定における事務を進めてまいりました。昨年度は、計画策定の基礎となります様々な調査を行い、取りまとめを行ってまいりました。本日の策定委員会は、主に昨年度の調査内容の結果とそれらを取りまとめました基本方針（素案）をご説明させていただきますが、本質的な計画の中身については、今年1年かけて作り上げていくこととなります。言わば、昨年度は計画策定における情報収集で、今年度はそれをもとに、具体的に緑の保全あるいは緑化の推進にむけて、市としてどのように取り組んでいくのかを具体的に示す施策づくりを行う作業となっております。委員の皆様には多大なご協力を賜ると思っておりますが、清須市らしい個性ある計画になるよう進めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

さて、今回の「緑の基本計画」は、まちの緑とオープンスペースの全てに関する総合的な計画として、都市緑地法第4条に位置づけられた計画となります。

ちなみに、都市緑地法第4条を見てみますと、市町村は緑の基本計画を「定めることができる」と言うように「できる規定」となっております。それでは、なぜ、清須市では緑の基本計画を定める必要があるのでしょうか。いわゆる計画を策定する趣旨は何でしょうか。

これについては、いろいろな理由がありますが、簡単な例をお示ししてお話をさせていただきます。

お手元の資料2、清須市緑の基本計画策定の趣旨をご覧ください。

はじめに、委員の皆さまは、清須市で緑が豊かな場所と言うと、真っ先にどこをイメージされるでしょうか。先ほど市長からも挨拶があったように清洲城やあるいは、はるひ美術館周辺でしょうか。それとも庄内川、新川、五条川の水辺でしょうか。また、緑から想像するものはなんでしょうか。公園、道路の街路樹、河川の緑地などでしょうか。イメージ的に緑と言うと公共空間の緑を想像される方が多いのではないのでしょうか。市民の皆さんに実際に聞いてみると、やはり身近な公園であったり、水辺の緑などをイメージされる皆さんが多いようです。

しかし、緑は公共空間だけではなく、神社やお寺の樹木や水田や畑、あるいは民家の生垣など、民有地の中にも様々なかたちの緑が存在します。

それでは、緑が、私たちの生活の中で、どのような役割を果たしているのでしょうか。例えば私たちが生きていくために必要な酸素を放出し、緑化することでヒートアイランドの防止に役立つなど環境を守ってくれます。山に緑があることで、降った雨は地中にしみ込み、洪水を防ぐなど災害を防止します。他にも良好な景観をつくり、生物の生息環境を保全したりします。緑は私たち人間が生きていく上でなくてはならないものです。

では、実際に清須市内の緑の状況はどうなっているのでしょうか。

緑の割合の指標であります緑被率で見えます。この緑被率は、ある地域又は地区における緑地面積の占める割合で、平面的な緑の量を把握するためのものであり、航空写真をもとに計測して市内の緑被地を算出して割り出しています。

清須市は全域が都市計画区域になりますが、本市の都市計画区域に対する緑被率の割合は34.9%となっており、その大半は、水田と畑が占めている状況です。本市の緑被率の割合は標準的なもので、緑被率の数字だけを見ますと、けして本市の緑が不足しているものではありません。

また、緑に欠かすことのできない都市公園に目をむけて見ますと、本市の場合、住民一人当たり都市公園面積は約4㎡となっており、都市公園法の住民一人当たりの都市公園面積10㎡の指針を下回っています。本市においては、数字だけを見ると、都市公園が不足していることとなります。

さて、このあとのご説明でも触れますが、市民の皆さんは、本市の緑について実際にどう思われているのでしょうか。

昨年度実施しましたアンケートの調査結果では、清須市は緑が豊かでないとお答えになった市民の皆さんが半数以上になりました。その理由としては、大きな公園がないとか、街路樹のない道路が多いとか、水辺の緑とふれあう空間が整備されていないという答えが多くなっています。また、本市の緑の現況についてわからないとお答えされた市民の皆さんが大変多いのも特徴的です。

公園については数字上、都市公園の面積が不足していることもあり、ある程度の結果は予想されましたが、市内の緑は、緑被率だけを見ると決して少ない割合でもなく、水辺空間の整備についてもこれまで整備を進めてきた経緯もあり、実際の市の現況と市民の皆さんとの感覚に少しズレがあるように思えます。

また、アンケート結果では、今後の公園の維持管理はすべて行政が行うものとお答えされた市民の皆さんはわずか10%しかなく、市と市民が協力して維持管理を行うとお答えされた市民の皆さんが実に70%を占めました。市民の皆さんにとって使い勝手のいい公園とは、市民が参画して維持管理するかたちが望ましいとの考えのあらわれのように感じます。

いろいろとお話をさせていただきましたが、少し整理をさせていただきますと、一つ目は、日常生活の中で緑が果たす役割はとて大きく、私たちはこれからも緑とはうまく付き合っていくことが大切で、緑を減らさないように考えていく必要があります。

二つ目は、市内の緑の現況は、緑被率としては比較的望ましい割合である半面、その大半は水田や畑と言うことで、今後減ることはありますが、増えることは考えにくいことです。このため、将来にむけて今ある水田や畑を如何に保全し、あるいはこれに変わる緑をどのように計画していくか必要になります。

三つ目は、都市公園の面積が、都市公園法の指針からみると不足していることから、今後の都市公園のあり方を考えていく必要があります。

四つ目は、市と市民の皆さんの感覚が一部異なるところがあるように感じられます。緑被率の割合は標準的なものでありますが、清須市は緑が豊かでないとお答えした市民の皆さんがとて多いことは何を意味しているか。また、市内の緑の現況についてわからないとお答えされた市民の皆さんが多いことは何なのか、十分考える必要があると思います。市民の皆さんには、本市の緑の現況であったり、今後の緑における計画などをきちんと伝えていく必要があるように思います。

五つ目は、公園の維持管理や緑の活動に対して、市民の皆さんは積極的に関与していきたいという意向が強いようです。本市では、アダプト制度に基づき、道路や公園の花壇をはじめ、公共空間に花を植え、育ててみえる市民の皆さんが年々多くなっています。また、新川や庄内川でも市民ボランティアの皆さんにより、季節の花が植えられ、育てられています。緑化の推進に対して何らかの形で参画したい市民の皆さんの意識がますます高まっています。

こうした市民の皆さんのニーズ、緑に対する活動やまちづくりへの参画について、きちんと位置付けてあげることが必要になります。

話がそれますが、今日は緑に関する新聞記事を付けさせていただきましたので、市民の皆さんや企業の皆さんが緑に対して色々な活動をされております。今日は主だったものではございますが、市内では色々な活動が行われておりますので、後ほどご覧頂きたいと思っております。

ただ今、お話したように緑地の保全や緑化の推進の必要性やこれらに対する取り組みを将来にむけて描いていかなければならないことがご理解いただけるものと思います。

緑に関する計画である本市の「緑の基本計画」をきちんと策定し、その計画に沿って緑地の適正な保全や緑化の推進を着実に実現していかなければならないと考えております。

最後に、計画を策定していくための進め方についてお話をさせていただきます。

「緑の基本計画」だけではなく、一般的に計画を策定する場合に求められるのは市民参画です。今回の緑の基本計画の策定においては、昨年度実施しました市民アンケートの内容や今年度は新たに市民参加によるワークショップを行い多様なご意見をお聞きする中で計画案をとりまとめていきます。そして、この計画案を専門知識を有する皆さんにお集まりいただきました今回の策定委員会にて、更にご意見をいただき、最終的な計画を作り上げていきたいと思っております。こうしてできた計画は、最後にパブリックコメントにて全市民からのご意見を求めていくこととなります。

そして、もう一つ計画策定に必要なのは、庁内の連携となります。緑の基本計画では、庁内の関係各課がそれぞれの役割に応じ、事業を実施していかなければなりません。当然、計画を策定する段階から関係各課が参画して計画づくりを行っていくことが望まれます。

今回の緑の基本計画の策定では、計画の実現にむけて関係が深いと考えられる庁内11課が参画

する庁内調整会議を開催し、緑地の保全や緑化の推進について関係各課がその役割を考え、計画に反映した上で、計画の実現を図っていきます。

このような進め方で今年度、緑の基本計画における具体的な施策などを考えていきますので、委員の皆様には今後とも専門的なお立場として、様々な視点よりご意見いただきますようお願いしまして、緑の基本計画策定の趣旨についての私からのご説明を終わらせていただきます。

●河邑委員長

どうもありがとうございました。

ただいま昨年度調査しました清須市の緑についての背景や現況等を分析していただいて、どのようなことが検討が必要であるかまとめてご説明していただきました。今のお話につきましては、皆さん色々ご意見がありましたら、出していただければよいかと思えます。

如何でしょうか。緑被としては結構あるのですが、市民の感覚としては緑が少ないのでは、という意見が多いようですが、どうでしょう、皆さんは同じような感覚をお持ちでしょうか。

●小川（禎）委員

また思いつきで発言しますのでお許し下さい。

緑化といった場合にふっと浮かぶのが、大きな樹木だと思います。ですからその感覚でいきますと多い少ないという判断ができると思うのですが、畑と田んぼということであれば、また別でしょうし、それから家庭の花壇だとか、あるいは最近気がついていいなと思っているのが、市役所の各庁舎や学校などで省エネのためにゴーヤで2階までの窓を覆うこと。

あれも省エネと言ってしまうとそれまでですが、夏場の緑をつくるということ言えば、ということで緑をどこへしぼるのかということがこれからの委員会で整理していければいいのではないかと思いますので、皆さんのご意見というかこの会の趣旨になってくるかと思えます。

●河邑委員長

ありがとうございました。

緑といっても色んな緑がありますし、そういった田畑の緑や樹林地の緑とはまた、だいぶ人によって感じ方が違うと思いますが、策定においてそういった点も気を付けなければいけないと思います。

他に何かご意見はありますか。

●建部委員

新川がコンクリートで造られた川という感じで非常に寂しいなと感じます。川側に木を植えたりするのは、水害とかでいけないのかと思うのですが、だったら大きな植木鉢みたいなもので並木道みたいなものを造っていただくと散歩するのもいいし、木陰ができたり、目にも優しいのではないかと思います。だからそういったことをやっていくのも一つの緑の計画になるのかと、違うのかもかもしれませんがそういうことをやっていくのもいいのではないかと考えます。

●河邑委員長

ありがとうございます。

水辺の整備ということで親水計画といった水辺環境をよくしようということで、清須市の五条川は“ふるさとのかわづくり”ということで親水領域を増やそうとしておられますが、一方で堤防の拡張に伴って桜の木が切られるといった難しい問題があるようですけど、ただ水辺だけあればいいという問題でもないですし、そのあたりについて県の尾張建設事務所さんの方では河川の整備についてどのように思ってみえますか。

●河合主査

尾張建設事務所の都市施設整備課で公園の事業を担当しておりまして、河川の方は直接どうこうといったことは、今は分からないのですが、私も職員になって十数年経っておりますので、河川の方も多少携っておりますのでその経験からお話をさせていただきますと、やはりおっしゃるとおり何か考えた方がいいということは当然あると思いますが、河川の一番の目的はやはり洪水を流すということがありますので、それをまず確保した上でやれることは何なんだろうと考えていくことは非常にいいことだと思います。そういうことをこの会議でおっしゃっていただけたらいいのではないのかと思います。

●河邑委員長

どうもありがとうございました。

他にご意見はございますでしょうか。皆さん、それぞれの意見があると思うのですが。副委員長どうでしょうか。

●小川副委員長

非常に難しいですね。本当に個人的な事を申し上げますと、今日は愛知県から職員さんがお見えのようですが、西三河、東三河、尾張と違って、清須は特に平坦な所ですから山もなく、里山みたいに大きな緑地がないので、市民の皆さんが行けば楽しめるような所ありません。水田と畑が多い所なので減ることはあっても増えることはありません。また、水田や畑は人が楽しむところではありません。市においても財政も不足しているし、用地もございませんので、文化財と合わせた緑を確保するとか、河川を活用して市民がくつろいだり、観察ができるような施設を考えてはどうかと思います。岐阜には川魚専門の水族館がありますが、何か目玉となるようなものがあると良いですね。中間報告書を見るとよく計画ができていると思いますがどこから手をつけるかが難しいと思います。

清須は西三河や東三河と違うと思いますが、県ではどのようにお考えか聞かせていただきたい。

●岡本主査

県内の市町にもいろいろありまして、清須市は平らなところでして、豊橋、豊田、岡崎は丘陵地があって有利だと思います。尾張平野でも西の地域は山並みが遠望できます。名古屋市近郊では緑地のボリューム感を出すのが難しいと思います。

今日は枇杷島駅から歩いてきまして、暑いし、初めての場所なので道も不安でしたが、新川に出ると風があって涼しく感じました。それで、河川を利用した風の道などを特徴のひとつとして考え

ると清須らしいイメージが出るのかなと思いました。

●河邑委員長

ありがとうございます。水辺を利用した緑化も検討材料のひとつですね。ほかにご意見はありませんか。

●辻委員

別の観点からですが、私は毎日清洲城まで5・6 kmを毎日ウォーキングしていますが、道沿いに雑草が多く、火事が起こったら怖いと思います。街路樹についても管理しきれていないように感じます。整備するだけでなく、管理も必要だと思います。

●河邑委員長

緑の管理についても住民参加が必要と思われますね。ほかにご意見はありますか。

●山ノ内委員

清洲城の近くでお花を生けるようなグループがあって、グループで管理をして見えるというような話を聞いています。先程はちょっとその横へ行くと雑草が続いているというようなお話でした。趣旨の説明の中で緑被率というようなお話がありましたが、その中には水田や畑が含まれているので目に見えて減っていくと思います。

河川の緑地も五条川では春日や清洲城の周りには樹木がありますが、あとは雑草だけの緑地です。

以前、県の提案でコスモスを河川敷に咲かせるというものがありませんでしたが、清須には3河川があるので考えられるのではないですか。同時に、川には鯉がたくさんいます。パンくずをやりますと鯉が集まってきます。もっと水辺へ出られるような方法を考えてもよいのではないかと思います。

●荒木建設部長

辻委員から雑草のお話がありましたが、市としては草刈りを年2回やっております。国・県では財政的な制約があって年1回やっています。アンケートで、70%の方が市民参加が必要という認識で見えますが、草刈りについても市の職員が、エネルギーのいることですが、粘り強く参加を呼び掛けていきたいと思っています。

建部委員の新川のことで、河川法で堤防に木は植えられませんが、花壇はやっています。商工会の主催でコスモスを植えていた時期もあります。モグラが発生するという話もありましたが、発生していません。護岸の下に15 mピッチくらいで葦を、浄化を目的として流下断面を阻害しない範囲で実験的に植えていますが、生育はよい状況です。

●河邑委員長

ありがとうございました。いろいろな施策をやって見えるようですね。

●荒木建設部長

補足で申し訳ありませんが、新川では12年の災害で2年間の激甚災害事業をやり、堤防路肩の表面の30cm下に防水シートを施工し、その上を土で被覆し、草をはやしています。

●河邑委員長

趣旨説明で少し時間を使いましたが、他にご意見はありませんか。

●小川（禎）委員

8月の28日から、清須市で花水木1丁目・2丁目という町名ができますが、どんなイメージを持たれるでしょうか。道路とかに花水木が植栽されているというわけではないのですが、土地区画整理組合のほうで苗を約200本程用意しまして、組合員の希望者に配布し、家庭の庭や植木鉢に植えていただいたわけです。後から入居された方も参加したいということでしたが、その分はなかったもので、自分で買って植えておられる方もあるように聞いています。

そのような状況で、住民からせっかくだから町の名前を花水木としてはどうかという提案があり、皆さんに諮ってそう決まった次第です。

植木鉢と庭木とで各家庭での緑化をやっている、そんな地域もあるという事例でこの機会に、ひとつのきっかけとして考えてもらってもよいのではないのでしょうか。

●市長

先ほど山ノ内委員から話があったように、五条橋の袂のポケットパークではボランティアでやって維持活動をやってもらっていますが、市内では12～13箇所ボランティアでやっていただいています。アダプト制度といいまして、養子縁組というような意味だそうですが、ボランティアでの維持活動が相当広がってきました。街路樹や公共空間での活動が広がっています。

●事務局（都市計画課長補佐）

ちなみに新聞記事を見ていただくと、3月3日の記事ですが、アダプトをやっている皆さんの意見交換会の記事です。この時点で13団体、160人くらい参加していただいています。このような市民の活動がますます増えてくると思われます。建部委員のお話にありました、新川がコンクリートの堤防であるということですが、ここでも花壇が整備してありまして、花を植えている皆さんが見えます。市としても情報提供不足で、もっと情報を流す必要があると反省しております。

●市長

新川の堤防でボランティアにより維持管理をやっていただいています、しっかりと刈っていただいて、赤茶色になっています。私は、適当な雑草は緑ではないかと思うのですが、新川は、下のほうはブロックで、上のほうに草が植えてあるので、そんなには大きくなりません。しっかりと刈ると、きれいにはなるがやりすぎると茶褐色になるということではないでしょうか。

●河邑委員長

いろいろご意見ありがとうございました。議事を進めさせていただきますのでよろしくお願

ます。

#### 【緑の基本計画 基本方針（素案）について】

##### ●石田課長補佐

それでは、「緑の基本計画基本方針（素案）について」ご説明させていただきます。本計画策定においては、昨年度より作業に着手しております。昨年度は、主に計画策定に必要な調査、分析を行っております。調査では、市内の緑の現況調査や市民アンケート調査などを実施しており、最終的に基本方針（素案）をとりまとめました。

本日は、本計画策定において昨年度と今年度、業務を委託しております太栄コンサルタンツ株式会社の尾上氏と藤根氏にお越しいただいております。本日は、昨年度の調査内容を中心に太栄コンサルタンツ株式会社尾上氏よりご説明をさせていただきます。

お手元の資料については、事前にご配布させていただきました清須市緑の基本計画（中間報告）、資料3 清須市緑の基本計画基本方針（素案）概要版及び資料4 基本方針（素案）説明資料になります。本日は、資料4 基本方針（素案）説明資料にてご説明させていただきますが、委員の皆様においては、前のスクリーンをご覧くださいませようお願いします。それでは、尾上氏よりお願いいたします。

##### ●策定業務受託者 尾上

只今から清須市緑の基本計画につきまして、平成21年度に実施しました調査内容を説明させていただきます。

本日は、すでに皆様にお渡ししてあります中間報告書の内容をスライドに要約してありますので、こちらのスライドで説明させていただきます。よろしく申し上げます。

まず、緑の基本計画に関する経緯を見てもみますと、旧町時代の平成6年度に各町で緑の基本計画を策定されております。

その後、4町が合併して現在の清須市となりました。

この間に、緑地に関する法制度の見直しが行われております。また、総合計画、都市計画マスタープランについては見直しが行われております。

このような状況を受けまして、今回、緑の基本計画を改訂することとなりました。

清須市緑の基本計画は、都市の緑に関する総合的な計画となっておりますが、都市の緑について社団法人日本公園緑地協会の発行するハンドブックを参考にして少し解説させていただきますと、都市の緑とは単に樹木や草花のみを意味するのではなく、それらを含む周辺の土地や空間をも意味しています。

即ち、都市の緑には、公園、広場、河川、街路樹などの公共施設の緑だけでなく、農地や個人庭園の草花、社寺林、工場や事務所の植樹帯などの私有施設の緑も全て含まれますし、グラウンドなどのオープンスペースも都市の緑としてとらえます。

清須市緑の基本計画は、このような都市の緑について、緑がもっている環境保全機能・レクリエーション機能・防災機能・景観機能という4つの観点から充足度等を評価・解析し、保全や緑化推進を図るための基本的な方針を策定するものであります。

従って、その内容は清須市第1次総合計画や清須市都市計画マスタープランに適合したものと

っていることが必要です。

また、愛知県の広域緑地計画や清須市地域防災計画とも連携をとった内容となっていることが求められます。

ここからは清須市の現況について簡単に説明させていただきます。

市の面積は、1,732haあり、東西約5.5km、南北約8kmの広がりを持っています。

年平均気温は16℃程度で、年間降水量は1,500mm程度となっています。

植生状況につきましては、樹林地は社寺林や河川敷に見られるだけで、ほとんどは田畑などの草地です。

動物相につきましても、市域全体では住民の生活に近いところで生息する種が中心となっています。

土地自然特性については、市内には丘陵地がなく、市街化調整区域で農耕地の広がりが見られませんが、規模の大きな樹林地はありません。伝統的、歴史的風土を有する社寺林が点在している状況です。

人口動向をみますと、昭和60年以降増加傾向が続いていますが、増加率は低くなる傾向にあります。また、世帯数の増加率をみますと、人口増加率よりも大きく、核家族化の傾向にあることがわかります。

年齢別人口の変化をみますと、市内では高齢化が進行しており、特に女性の高齢者が増加する傾向が見られます。

次に、産業別人口をみますと、大半が第2次産業と第3次産業の従事者であることがわかります。

土地利用現況をみますと、土地利用現況図でもわかるとおり、市街地の占める割合が大きくなっています。農地から宅地への土地利用の転換が進んでいます。

緑地現況をしてみると、まとまった緑地としては庄内川、新川、五条川の3河川や、市街化調整区域の農用地があります。

施設緑地としては住区基幹公園として近隣公園や街区公園が配置され、その他に児童遊園、学校グラウンド等の公共施設緑地、社寺林等の民間施設緑地があり、その他に、幹線道路の街路樹や生産緑地等が見られます。

緑被状況については、市域全体の緑被率は34.9%ありますが、大半は農地等の草地で、樹林地の占める割合は4.3%となっています。

現況調査の最後に、市の景観調査をしましたので、印象に残ったところを若干紹介します。

五条川、清洲城、庄内川西枇杷島緑地、貝殻山貝塚、美濃路街道、JR枇杷島駅、乾角公園、下河原の八幡神社、以上です。

次に、市民意向調査の結果についてご説明します。

今回の調査については、市内全域からほぼ均等に回答をいただきました。

性別では女性が男性より若干多く、年齢では50代以上の方の回答が半数以上を占めています。

職業では会社員、専業主婦の方の回答が半数以上です。

清須市は緑が豊かなまちだと思いますかという問いに対しては、思わないという回答が52.9%を占めています。

小学校区別に見てみますと春日小学校区では豊かと感じる割合が多くなっており、西枇杷島小学

校区では逆になっています。このように、市内でも差の出ている状況がわかります。

緑が豊かであるという理由については、身近な公園や水辺の緑とのふれあいといった身近な緑の量が影響していると思われるのですが、漠然とした印象での回答も半数以上を占めています。

緑が少ないと感じる理由としては、公園や街路樹、水辺の緑の不足といった理由が挙げられており、街路樹に対して緑という認識の高いことがわかります。また、前問と同様に漠然とした印象での回答が多くなっています。

10年間の緑の量の変化については減ったという回答が大半を占めています。

清須市を代表する緑と水について、記述回答をしていただいたところ、清洲城跡一帯、五条川、庄内川・緑地、新川の順になりました。

住居周辺の緑の量については、普通という回答が最も多くなっていますが、少ないと感じる人の割合が多い傾向が見られます。

住居周辺の緑についても減少していると感じる人が多く、減少傾向にあることがわかります。

緑の環境施策については、環境保全、レクリエーション効果への期待が大きいことがわかります。

守りたい、増やしたい緑についての質問では、公園や街路樹、河川といった回答が多く、公共施設としての緑に対する認識が高くなっています。

「緑」を守り、増やすための施策については、「公園や緑地を整備・充実させる」という回答が44.7%と半数近くを占めており、続いて「市民の緑化意識や環境意識を高める普及啓発活動を推進する」となっています。緑の施策に対する関心が高いことが伺えます。

公園の整備・維持管理のあり方については「休憩・休息場所の整備」、「樹木や芝生など緑の充実」を望む回答が多くみられ、安らぎ空間としての公園需要の高いことが伺えます。

市街地緑化の重点施策については、「公園や緑地の整備充実」、「街路樹など道路の緑化」という回答がそれぞれ30%を越えており、道路についても緑化要望の高い状況が伺えます。

「緑」を守り、増やすために実践している活動としては、鉢植緑化や家庭菜園など身近な緑を増やす努力をされていることが伺えます。

また、公共施設の除草清掃活動や募金等への協力についての認識を持っている人もみえるという結果が出ています。

「緑」を守り、増やすために実践したい活動としては、身近な緑を増やす努力に加え、公共施設の除草清掃活動や募金等への協力という回答が前問より増加しています。緑の保全に関するルール作りにも7.2%の人が関心を示しています。

身近な公園の維持管理については、市民中心、全て行政という回答が10%程度なのに比較して、市民と行政が協力して行うという回答が70%を占めており、市民の多くが、どちらか一方では適切な管理ができないという感覚を持っていることが伺えます。

「緑」を守り、増やすための活動に参加する条件としては「時間や期間を自由に選べること」、「参加を呼びかける団体や世話役がいること」、「活動に関する情報を得られること」という回答が多く、活動に参加していただくには、行政による日頃からの情報提供、地縁団体等を通じた参加要請などが必要であることが伺えます。

以上をまとめますと、緑の現状については、市全域及び身近な緑共に少ないという回答が多く、また、緑が少なくなったという回答も多いことから、緑が不足しているとともに、この先も減少傾向にあることが伺える結果となりました。市を代表する「緑と水」としては、清洲城の他、庄内川・

新川・五条川の3河川が多く選ばれており、緑のネットワークを形成するための核として位置づけられます。

緑の環境施策については、「緑」に期待する効果として環境保全やレクリエーションとする回答が多くなっています。また、守りたい・増やしたい「緑」や市街地緑化の重点施策については、公園や緑地の「緑・緑化」に次いで、街路樹など道路の「緑・緑化」という回答が多く、緑のネットワークについての期待が表れています。公園の整備内容については、休憩・休息場所の整備を望む回答が多くみられ、安らぎ空間としての公園需要の高いことが伺えます。

緑の環境施策への参加については、時間や期間を自由に選ぶことができるなどの条件が整えば参加するという回答が多く、市民と行政が協働して公園・緑地などの維持管理を行うべきであるという傾向がみられます。このことは、市民が参加しやすい緑化活動の仕組みを構築することが、清須市の「緑」を保全・整備するために有効であることを示唆しています。

ここからは現況調査、市民意向調査から得たデータに基づいて行いました、解析・評価について説明いたします。

解析評価につきましては、「緑」が都市において果たす主要な機能である環境保全、レクリエーション、防災及び景観という4系統の視点に立って行いました。

それぞれの定義につきましては中間報告書の69ページから71ページに説明がありますので、後でご確認くださいようお願いいたします。

今回の調査では、この4系統の解析評価を、市内を20のブロックに分割して行いましたので、最初にその内容についてご説明いたします。

評価の高いのは庄内川、新川及び五条川に沿ったブロックです。又、土地区画整理事業で整備された市街地を含むブロックでは街区公園等が整備されて評価が高くなっており、旧来からの密集市街地を含むブロックでは低くなっています。国道22号沿線のブロックでは評価に低い傾向が見られます。

次に、環境保全系統は、都市環境の骨格の形成、優れた自然環境、優れた歴史的風土、快適な生活環境、優れた農林業地等、市民の自然との共生や都市環境負荷の軽減等に資するような主として存在を重視した機能を有する緑についての解析評価です。

全体が平坦な清須市では、庄内川、新川、五条川の3河川が骨格となる緑地として評価できます。自然や歴史的風土を感じる緑地としては市内に点在している社寺林が評価できます。また、清洲城跡一帯や貝殻山貝塚なども評価されます。生活環境の向上に役立つ緑としては街区公園や民間緑地などが評価されます。

レクリエーション系統は、自然や土・水とのふれあいの場、スポーツ・屋外レクリエーションの場・憩いや安らぎの場というような主として利用を重視した機能を有する緑についての評価であり、以下のように解析評価しました。

市を代表するような緑としては清洲城跡一帯や3河川が評価できます。手軽な運動ができるような緑としては49箇所の街区公園やグラウンド、テニスコートなどが評価されます。また、学校グラウンドも夜間と週末に一般に開放されており、評価できます。ちょっとした遊び場としては児童遊園が評価できます。

防災系統は、自然災害（洪水・地震災害等）や人的災害（各種公害等）に対する避難地や緩衝緑地帯等、防災面における効用に着目した機能を有する緑についての解析評価です。なお、防災系統

では清須市地域防災計画も考慮して解析評価を行いました。

拠点となる緑としては、地域防災計画に上げられている一時避難地を評価しました。また、3河川や街路樹を有する道路は防災ネットワークの骨格として評価しました。防災計画にあげられていない公園やグラウンドもネットワークの拠点に順ずる緑として評価しました。密集市街地内のオープンスペースは小さくても空地の確保という点から評価しました。

景観系統は、清須市を特徴づけるとともに、市民の意識においても市街地内のランドマーク・シンボルとなるような緑地などで、主に都市景観を特徴づける機能を有する緑についての解析評価です。

平坦で、まとまった樹林地に恵まれない清須市にあっては3河川の河川景観が市街地景観の骨格となる景観資源です。また、清洲城跡一帯や貝殻山貝塚はランドマークや歴史的景観として、清須市のイメージを特徴付けています。その他に、街区公園などは景観ポイントとしての役割を持っています。

総合解析においては各系統別に評価した各施設について、各機能における評価基準を設定して3段階の評価を行い、それぞれの施設が緑として清須市に及ぼす影響力の大きさについて判定を行うと共に、ブロック毎の緑地現況状況を数値化し、緑の充足度についても判定を行いました。

ブロック別では、ブロック別緑地現況及び評価でも述べたとおり、市の中央部南北軸で評価される緑地が少ない状況となっています。

個別の緑地評価では10点以上のAランクに評価される緑地は4ヶ所となり、そのうち3ヶ所が河川緑地であることを考えると、清須市内は全般的に緑の環境には恵まれているとはいえない状況です。

しかし、Bランク及びCランクの緑地は市内全域に存在しているので、これらの緑地を整備・活用して緑の環境整備を進めることが求められます。

計画についての課題として、系統別に見ますと、環境系統としては密集市街地での環境保全効果に着目した整備や、新川の環境保全機能に着目した整備、レクリエーション系統としては市内全域を対象としたレクリエーション拠点施設の整備、防災系統としては避難導線の明確化や密集市街地でのオープンスペース確保、景観系統としては鉄道駅周辺の景観整備や美濃路街道沿道での景観整備が課題として浮かび上がります。

ここからは素案として取りまとめました基本方針等についてご説明いたします。

まず、緑の基本計画の基本理念については、市の総合計画及び都市計画マスタープランを勘案して「水と歴史を感じ・ふれあう 緑のネットワークの創造」といたしました。

緑の将来像については水辺空間や歴史的空間と住区基幹公園などのふれあい空間がネットワークで結ばれ、行政と市民の協働で緑を守り育てるというイメージを考えました。

基本方針としては以下の5点を考えました。緑と水のふれあいの場づくり、歴史とのふれあいの場づくり、身近な緑とのふれあいの場づくり、歩行者にやさしい道づくり、及び、市民参加による緑化活動・緑の保全活動です。

計画フレームにつきましても素案として作成しました。

緑の基本計画は20年後の目標を作成することとなっていますが、清須市都市計画マスタープランでは平成30年を目標年次としておりますので、人口フレーム等についてはおおむね10年後の平成30年を目途とし、その先の平成40年度については長期想定年次とし、平成30年度のフレ

ームを用いることとしました。

目標年次の人口は63,400人市街化区域内人口を60,400人としています。

計画の目標水準については、都市計画中央審議会や都市公園法施行令で示されており、

この点から判断すると、市内の緑の現況は緑被率としては望ましい割合に達していますが、施設緑地、地域制緑地としてカウントできる緑地の割合が不足しています。

次に、公園面積については、都市公園が市民一人当たり3.7㎡、都市公園等が市民一人当たり31.5㎡となっており、公園等としての面積はクリアしていますが、公園の面積は不足している状況です。

このような緑地の現状及び緑地量についての指針を勘案して、清須市緑の基本計画では緑地の確保目標水準を長期想定年次で都市計画区域面積に対して22.7%、都市公園等の面積を市民一人当たり35.6㎡と設定しました。

配置方針のイメージとしては、環境保全系統、レクリエーション系統、防災系統及び景観系統の配置方針を立て、それらを総合して配置計画を作成するというイメージです。

各系統の配置方針及び配置計画につきましては、素案として考えましたので、簡単に眺めていただく程度にさせていただきます。

これが環境保全系統の素案です。これがレクリエーション系統の素案です。これが防災系統の素案です。これが景観系統の素案です。以上の系統別基本計画を総合し、それぞれの機能を持つ緑地を配置することとして総合的な緑地の配置方針図を作成しました。

以上で説明を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

#### ●河邑委員長

どうもありがとうございました。

詳細から調査の分析に基づいて、素案というか基本的な考え方がまとめられておりますが、水辺というか歴史空間を取り込んで緑化を進めていけないかということですが、ただいまの素案に付きましてご意見ございましたらお願いいたします。

この基本的な調査ですと、住民の意識としては、少し緑が少ないというイメージなんです、緑の質にもよると思うのですが、緑被率あるいは、色んな調査から見ると基本的に緑の量としては“まあまあ、あるのではないか”という調査結果でした。

#### ●石田課長補佐

先ほど言われた緑被率についてですが、34.9%ということで率にすると、標準的な率であるとお話させていただきましたけど、実はそれでも市民の皆さんが緑が少ないと感じているということは、多分それなりの理由があると思うのですが、実は緑被率というものは、中間報告書の35ページを見ていただくと、何かといいますと、航空写真がありましてそこには緑が写っていますが、その緑というものは水田であったり、畑であったり、農地であったり、草地（先ほど雑草と言われましたが）、あるいは水面（川も入ります）、これらを含めると率が高く緑があると思われるのですが、一見して水田や畑は人が住んでない所で、身近な緑といった点で不足していると言えると思います。

ですから、公園とか水辺の緑地とかが不足しているという話になると思うのですが、緑被率と今ある公共施設の緑地、民有地の緑地というものがあるのですが、これはまったく別の見方でありま

して、緑被率は多いんですが身近にある緑というものが実際不足してという現状でありますので、実際市民の皆さんが緑が少ないと感じていると思うのですが、その点を今後、公共施設の緑地で増やすというのも一つの手でありますし、また身近な民有地の緑地というものも市民の皆さんが感じる豊かな緑地となりますので、そのあたりを如何に全庁をあげて取り組んでいくかが今後の課題であり、緑の基本計画に位置づけられていく内容ではないかと考えております。

●小川副委員長

やっぱり、緑というものは質が大事になってくると思います。あれば良いという訳ではなく、雑草や河川も緑被率の一環と言われますが量より質と考えますと、庶民の感覚で言いますとやはり神社の木やお寺の木、それから公園の木や街路樹というものが緑と考えられます。間違っているかもしれませんが、保育園の緑被率は少ないと思います。ですから、防犯上問題があるかもしれませんが園内に植栽を植えるとか。また工場内にも植栽をお願いするとか、ですから身近で質の高い緑をどのように増やしていくのか、維持管理とか問題になってくると思いますが、やはり質の高い緑をテーマしていった方がよいのではないかと思います。

●石田課長補佐

どうもありがとうございました。

先ほどから小川委員には、ほとんど感じとっていただいていると思うのですが、身近な緑をどうしていくか、それも質の高い緑を、それから市民の皆さんが参画できる、そういうことをしていくと皆さんがますます緑に対して豊かになっていくのではないかと考えておりますので、そういうことを計画に反映していきたいと考えております。

●小川副委員長

良いか、悪いかは別として、例えば美濃路街道に車の邪魔になりますがプランターを大々的に配置するとか、一つの思い切った案ですが。まあ金銭的な問題もあるかと思いますが、それから新川、五条川の河川敷にはプランターが部分的あるいは断続的にあるかと思いますが、それを市の花であるチューリップや四季の花を市民の方と協力して、徐々に増やして質の高い緑としていければいいのではと思います。

●河邑委員長

他にご意見はございませんでしょうか。

●山ノ内委員

緑の基本計画というものは、今言われたように緑被率を多くするというのが目的であるのか、例えば都市計画法の指針で一人当たり 10 m<sup>2</sup>以上の公園を計画していくのとでは大分違いがあるかと思うのですが、ただ単に緑被率だけでいくと言うのは公園の緑も緑地、五条川の堤防も緑地としますと大分違いがあると思います。

先ほども言われたとおり市民の感覚として感じるのは、堤防の草が茂っている所を緑地と認めない人もいるのではないのでしょうか。

だからそのへんの所をどういう基準でやっていくのか。

また、学校のグラウンドを芝生にするということは、お金も掛かると思いますが、その方がずっと緑が増えた感覚がするのではないのでしょうか。それから駐車場も芝生にしたらどうでしょうか。裁判所の駐車場でやっていると思いますが。暑い時に水を撒いた効果としてもアスファルトに撒いても5~10分で乾いてしまうので、そういった所を緑にしてやった方が効果があるのではないかと思うのですが。考え方の一つとして公共の駐車場、特に清洲城に駐車場があるかと思うのですが、お金が掛かるかと思いますがそこを芝生にしてみたらいいのではないのでしょうか。

●佐藤課長

あの決して新たに公園を整備して緑被率をあげていくと考えているわけではありませんで、まさに今おっしゃられたとおり、今やれていない今ある公共施設の緑化。また、民間の緑化や企業の緑化を総合して緑の質を高めていく必要があると考えております。また市が新たに土地を買って緑地を造るといった話だけではありません。今後は、総合的に緑の量および質を高めていく施策を皆様と考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

●河邑委員長

緑の状況として色々な視点からの考えがあると思いますが、最後のほうの計画目標水準の設定として、昨年度の都市公園面積3.7m<sup>2</sup>/人を12.4m<sup>2</sup>/人と目標水準を設定することは、都市公園を増やすということに思えますがどうなんでしょうか。

●石田課長補佐

面積の話に付きましては、都市公園として現在、都市計画決定されているものがあります。その中で現在、供用が開始されていない、まだ整備されていない所がございますので、都市計画決定されている所については将来整備していくということで決定しておりますので、その部分の面積をカウントしまして将来の都市計画の面積を算出しております。その年度までには整備していけたらいいのではないかと考えております。

●策定業務受託者 尾上

あの、補足ですけれども、30年度から40年度にかけて増えている部分に付きましては、庄内川河川の中に都市計画決定されている緑地がございます、その部分で未供用の部分がございます、その部分の面積が非常に多いものでありますので、それを30年から40年の間に整備すると考えておりますので、大きな数字になったと思います。

●河邑委員長

私も課長さんの言われるように土地を買って緑を増やすということではないと思います。

●小川副委員長

未供用な河川敷の緑地については、広大なものがございますので、質の高い緑が期待できると思っておりますが、未供用な公園については先ほど審議会で言われた二つぐらいのものでありますから、たかがし

れているので、だから今ある公園を必要最小限の維持管理で如何に整備していくかが大事であると思います。

●石田課長補佐

河川敷の中の緑地についても、都市公園として位置付けされていますので、その面積は結構あります。そういった所も計画決定されていて未整備な所もあります。そういった所を今後検討していかなければいけないかと考えております。また、これを誰がやるかといった話もありますが、当然河川管理者の部分もありますし、市が管理していかなければいけない部分もありますので、その辺は国とか県とか市が連携しあって、整備していく必要があるかと思えます。

●岡本主査

今愛知県の中では、これからの社会資本をどのようにしたら良いか議論しているところですが、中でも公園は比較的金の掛かる、一塊の土地を買ってとなりますとお金が掛かる、それでもやらなければいけないことはお金を掛けてでもやるのですが、他方でやっぱり緑が減少していく、歯止めを掛けたいと考えていく中で、今現在県では、委員からの意見でもありましたが、民有地の緑化をうまく進められないかなということ、昨年度から“愛知森と緑づくり事業”ということで県民税を少し上乗せしていただいて、それで事業を昨年度からスタートしておりまして、中には最近ですけど保育園の園庭の芝生化をやられている市町村さんもあります。まあこれから増えていくとして、課題も見えていくかと思えますが、そういったものですとか、清須市さんでは、先ほど枇杷島駅を降りて感じたことなんですが、まず最初に駅を降りて市役所側にくると、工場地を通して市役所に来るのですが、工場立地法の関係で3%達しなさいとかあるのですが、そういった一言で民地といっても個人の住宅もあれば企業の工場もあります。特に企業は個人と比べまして資本力が違いますし、企業に対して環境への求められる期待という課題が増えていきますので、そういったものをバックアップするためにも“愛知森と緑づくり”事業と協働して、さらに工場の緑化等の急務が生まれてくれれば良いかなと思っておりまして、先ほどの“川の風の道”と“工場や企業体の緑化”といったものは清須市さんの特徴付ける施策の一つになるのではないかと思います。

●河邑委員長

どうもありがとうございました。

大事な貴重なご意見を頂きましたけど、民地の緑化の中で工場の緑化ということで清須の中で少しそういった動きはあるのでしょうか。

●石田課長補佐

企業さんの施設の緑化という話は聞こえてこないのですが、先ほどの新聞記事の中にもありますが、これから企業イメージということもありますので、例えば木を市の方に提供して市民参画でそれを公園とか河川敷に植えるということで、木というものを提供していただいたりといったことはございます。それから市民参画で言いますと、先ほど言ったアダプト制度ということで、市民の皆さんに公共空間である道路や公園等に花を植えていただいて、実際維持管理をしていただく、といったケースはございます。

●河邑委員長

他にご意見はございますでしょうか。

一つだけ、このアンケートの回答者が 50 代以上の方が多と思うのですが。緑に関心の高い方がお答えになったのかと思います。

比較的よい答えが返ってきていると、関心が高いのでそうなったのかもしれません、その当りについては、どうでしょうか。

●策定業務受託者 尾上

今回、アンケートを取らせていただいたのは、20 歳以上を対象に実施しましたが、やはりどうしても回答していただく人で 30 代～40 代の方は仕事が忙しいとかが影響しているのではないかと思います。

●河邑委員長

一応、このような調査に基づいて、ここにありますような観点で計画を考えているということですが、皆さんよろしいでしょうか。

特にご意見がないようでしたら、議題 3 の策定スケジュールについて、移らさせてもらいたいと思います。

【緑の基本計画 策定スケジュールについて】

●石田課長補佐

それでは、清須市緑の基本計画策定スケジュールについてご説明させていただきます。

お手元の資料 5 緑の基本計画策定スケジュールをご覧ください。

先ほどもご説明させていただきましたが、今年度は昨年度実施しました様々な調査結果をもとに、具体的な施策づくりに取り組んでいきます。

今色々ご意見をいただきましたが、本題の計画作りについては今年度、実際に調査内容と皆様方のご意見をいただいて作っていくということですので、今日も様々なご意見を頂戴いたしまして、またこういったご意見を計画作りに反映していきたいと思っております。

お手元の資料の上段に、左側に計画編とありますが、今年度は緑地の保全及び緑化の推進のための施策づくりとして、施設緑地の整備目標及び配置方針、地域性緑地の保全目標及び保全の方針、そして本市全体の緑化の目標及び推進の方策を考えていきます。

これらの作業は、今年 11 月を目途に取りまとめをしまして、12 月には清須市緑の基本計画（素案）として、パブリックコメントを実施して、市民の皆さんに公表しご意見をお聞きします。そしてご意見についてはきちんと計画に反映できるものについては反映し、基本計画（案）として取りまとめをしまして、最終的に策定委員会の委員の皆様にお示しをさせていただき、計画の策定を完了する流れとなります。

この緑の基本計画の策定に至るまでは、先ほどもご説明させていただきましたが、資料下段に記載しておりますが、計画の策定を全庁的に取り組んでいくため、市役所内での庁内調整会議の開催や市民参画にて計画策定を進めていくため、本日開催の策定委員会や市民ワークショップの開催を

通じて、一歩ずつ段階を踏みながら計画をつくりあげていきたいと考えています。各会議の開催予定時期、主だった内容、また計画策定に至るまでの一連の流れについてはお手元の資料のとおりでございます。

この中で、庁内調整会議についてはすでに5月28日に第1回目の会議を開催しております。また、第1回目の市民ワークショップについては、8月2日に開催し、アダプトや美化ボランティアにて花を植え、育てて見える皆さん、あるいは環境、レクリエーション、コミュニティなどの関係者の皆さんなど、緑と関わりのある17名の市民の皆さんにご参画いただき、様々な角度からご意見をお聞きする予定でございます。

この緑の基本計画策定委員会においては、本日、第1回目の策定委員会以降は、2回にわたり開催を予定している市民ワークショップの開催後の9月に第2回目を、基本計画（素案）の取りまとめが終わる11月に第3回目を、そしてパブリックコメント終了後の年明け1月に第4回目を開催する予定としております。

第2回目の策定委員会では、市民ワークショップでのご意見の紹介をはじめご意見の分析などを報告させていただきます。第3回目の策定委員会では、緑地の保全や緑化の推進における方針や施策を盛り込んだ基本方針原案についてご説明し、ご承認をお願いするものです。そして、第4回目の策定委員会では、基本方針原案を含む緑の基本計画（素案）について、パブリックコメントを実施した結果とともにパブリックコメントでのご意見を反映した緑の基本計画（案）についてご説明し、計画の最終的なご承認を賜りたいと考えていますので、よろしく願いいたします。

緑の基本計画策定スケジュールについての私からのご説明は以上でございます。

●河邑委員長

どうもありがとうございました。

ただいまの説明について、ご意見はございますでしょうか。

また9月に第二回のワークショップ結果等を検討していただくと思いますが、よろしく願いします。

それでは、このスケジュールで今後も進めてまいりますので、よろしく願いします。

5 閉会

●河邑委員長

以上をもちまして、本日の議題をすべて終了いたします。

●佐藤課長

長時間にわたりご審議いただきまして、ありがとうございました。これをもちまして、第1回清須市緑の基本計画策定委員会を終了いたします。

本日は、お忙しい中、大変ありがとうございました。

問い合わせ先

建設部 都市計画課

052-400-2911 内線 2141、2142